

聖 霊

第8回 信者の霊的成長のための聖霊の働き②

信者の霊的成長のための聖霊の働きは、全部で7つ。前回は、「満たし」を扱った。

今回は、「満たし」以外の6つの働きを見る。

□アウトライン

1. 教え	4. 証言
2. 導き	5. 保証
3. 祈りととりなし	6. 交わり

1. 教え・・・聖霊が信者に真理を教えること

(1) 聖書箇所

ヨハネ 16:12～13 あなたがたに話すことはまだたくさんありますが、今あなたがたはそれに耐えられません。しかし、その方、すなわち真理の御霊が来ると、あなたがたをすべての真理に導いてくださいます。御霊は自分から語るのではなく、聞いたことをすべて語り、これから起こることをあなたがたに伝えてくださいます。

- **真理・・・真実。**天地万物は誰が造ったのか。人はどのようにできているのか。なぜ人は死なねばならないのか。死んだらどこに行くのか。なぜ、この世に悪がはびこるのか。これから世界はどうなるのか。・・・作り話や空想話ではない真の答えは、聖霊を通してのみ教えられる。それゆえ、聖霊の呼称のひとつは、「**真理の御霊**」である。
- **真理に導く、聞いたことを伝える・・・**この働きについての用語を、「導き」とか「伝達」とせず、「教え」とする。「導き」という用語は、信者を具体的な行動に導く働きについて使う。

(2) 聖霊が信者を教えるときの3つの手段

- ① **油注ぎ・・・**油注ぎとは、人が信者になるときの聖霊の働き5つの中のひとつ。人が救いを受けるために必要な福音についての理解は、油注ぎの段階で与えられており、その点については誰からも教えてもらう必要がない。油注ぎは、

信者になってから聖霊の「教え」を受けるための基盤である。なお、信者の任務との関連では、油注ぎは、「王である祭司」（I ペテロ 2：9）として信者が立つための基盤でもある。

- ② **照明**・・・照明とは、聖書に関連する聖霊の働き3つの中の一つ。信者が聖書を読み、神のことばを理解しようとするときに、聖霊が信者を助けてくれることを、照明という。
- ③ **教える賜物**・・・聖霊の賜物の一つ。教える賜物を持つ信者が、他の信者に神のみことばについて教える。（聖霊の賜物についてのテーマで扱う）

2. 導き・・・聖霊が信者を具体的な行動に導く働き

(1) 聖書箇所

- ① ロマ 8：14 神の御霊に導かれる人はみな、神の子どもです。
 - **神の子ども**・・・聖霊が信者を導く目的は、神の子どもとして育むためであり、その動機は神の愛である。父なる神が信者を子として愛してくださっている。
- ② ガラ 5：18 御霊によって導かれているなら、あなたがたは律法の下にはいません。
 - **律法**・・・ここでは「モーセの律法」を指す

(2) 導きを受けた実例

- ① 使徒 8：29 御霊がピリポに「近寄って、あの馬車と一緒に行きなさい」と言われた。
- ② 使徒 10：19～20 ペテロは幻について思い巡らしていたが、御霊が彼に言われた。「見なさい。三人の人があなたを訪ねて来ています。さあ、下に降りて行き、ためらわずに彼らと一緒に行きなさい。わたしが彼らを遣わしたのです。」
- ③ 使徒 13：2～4 彼ら（アンティオキアの教会の預言者や教師）が主を礼拝し、断食していると、聖霊が「さあ、わたしのためにバルナバとサウロを聖別して、わたしが召した働きに就かせなさい」と言われた。
- ④ 使徒 20：28 あなたがた（エペソの教会の長老たち）は自分自身と群れの全体に気を配りなさい。神がご自分の血をもって買い取られた神の教会を牧させるために、聖霊はあなたがたを群れの監督にお立てになったのです。

3. 祈りととりなし・・・信者の祈りを助ける働き

- (1) ロマ 8:26～27 同じように御霊も、弱い私たちを助けてくださいます。私たちは、何をどう祈ったらよいか分からないのですが、御霊ご自身が、ことばにならないうめきをもって、とりなしてくださるのです。人間の心を探る方は、御霊の思いが何であるかを知っておられます。なぜなら、御霊は神のみこころにしたがって、聖徒たちのためにとりなしてくださるからです。

- 弱い・・・信者は地上での生活の枠内にいるので、自分に本当に必要なことをわからないで祈ったり、そもそも何をどう祈ったらよいのか見当すらつかなかったりする。
- 助けてくださる・・・聖霊は、信者の祈りを助けてくださる。「助ける」と訳されているギリシア語の意味は、「横にいて、手をそえて助ける」である。
- ことばにならないうめきをもって・・・うめくという表現はロマ書8章後半のキーワードである。まず「被造物のうめき」(ロマ8:19～22)、次に「私たち信者のうめき」(ロマ8:23～25)、そして3番目に「内住の聖霊のうめき」(ロマ8:26～27)である。
聖霊がうめくのは、信者をとりなすためである。そのとりなしは、ことばにならないうめきによってなされるため、信者には自分がどのようにとりなされているかは、わからない。しかし、父なる神は聖霊の思いが何であるかを知っておられ、そのとりなしの祈りを受け取ってくださる。

- (2) エペ 6:18 あらゆる祈りと願いによって、どんなときにも御霊によって祈りなさい。そのために、目を覚ましていて、すべての聖徒のために、忍耐の限りを尽くして祈りなさい。

- 御霊によって祈りなさい・・・御霊によって祈るとは、聖霊の「祈りととりなし」の働きを受けて祈ることである。聖霊の助けがあってはじめて、特に次の2つの祈りをする事ができる
 - どんなときにも、忍耐の限りを尽くして・・・信者がどんなときでも祈る、忍耐をもって祈る。聖霊の助けなくしては不可能。
 - すべての聖徒のために・・・すべての聖徒のための祈り。これは特にサタンとの戦いを意識しての祈りである。すべての信者がサタンの攻撃対象だからである。

(3) ユダ 20～21 しかし、愛する者たち。あなたがたは自分たちの最も聖なる信仰の上に、自分自身を築き上げなさい。聖霊によって祈りなさい。神の愛のうちに自分自身を保ち、永遠のいのちに導く、私たちの主イエス・キリストのあわれみを待ち望みなさい。

- 日本語の訳文では、この箇所にくつもの命令があるように見えるが、ギリシア語原文で中心となる命令は、「神の愛のうちに自分自身を保ちなさい」である。この命令に従うためには、次の3つが条件となる。

- 信者は「自分自身を築き上げる」。どこに？ 二つある。第一は、「自分たちの最も聖なる信仰の上に」である。聖霊が教える神の真理、使徒たちの教えの上に、である。
- 第二は、「聖霊によって祈る」祈りの信仰生活の上に、である。聖霊によって祈るとは、聖霊の「祈りととりなし」の働きを受けて、聖霊に導かれて祈ることである。【自分では何をどう祈ったらよいかわからない、だから祈れない】は的外れ。信者は誰しもが【自分では何をどう祈ったらよいかわからない】弱い者である。だから聖霊の助けを受けて祈り、聖霊にとりなしていただくのである。信者が祈るのをやめてしまったら、聖霊の助けもとりなしも始まらない。
- 第三は、信者はどこに目を留めて日々の生活をするのか、である。
「永遠のいのちに導く、私たちの主イエス・キリストのあわれみを待ち望みなさい」、これは、メシアの再臨とメシアの王国の到来である。ここでの「永遠のいのち」は、メシアの王国に入ることと同じ意味。この世の生活に目を留めるのではなく、メシアの再臨と王国、そしてさらにその先の、新天新地（永遠の秩序）を望み見る生き方である。

4. 証言・・・信者に神の子どもとされたことや、霊的なことがらを理解できるように教え、信者の「内なる人」を強める働き

(1) ロマ 8:16 御霊ご自身が、私たちの霊とともに、私たちが神の子どもであることを証ししてください。

(2) I コリ 2:11～13 人間のことは、その人のうちにある人間の霊のほかには、いったいだれが知っているでしょう。同じように、神のことは、神の霊のほかにはだれも知りません。しかし私たちは、この世の霊を受けたのではなく、神からの霊を受けました。それで私たちは、神が私たちに恵みとして与えてくださったものを知るのです。それについて語るのに、私たちは人間の知恵によって教えられたことばではなく、御霊に教えられたことばを用います。その御霊のことばによって御霊のことを説明するのです。

- その御霊のことばによって御霊のことを説明する・・・聖書脚注に別訳「霊的なことばによって霊的なことを説明する」

(3) ガラ 4:6 そして、あなたがたが子であるので、神は「アバ、父よ」と叫ぶ御子の御霊を、私たちの心に遣わされました。

(4) エペソ 3:16～19 どうか御父が、その栄光の豊かさにしたがって、内なる人に働く御霊により、力をもってあなたがたを強めてくださいますように。信仰によって、あなたがたの心のうちにキリストを住まわせてくださいますように。そして、愛に根ざし、愛に基礎を置いているあなたがたが、すべての聖徒たちとともに、その広さ、長さ、高さ、深さがどれほどであるかを理解する力を持つようになり、人知をはるかに超えたキリストの愛を知ることができますように。そのようにして、神の満ちあふれる豊かさにまで、あなたがたが満たされますように。

- 内なる人・・・人は、物質的部分である肉体と、非物質的部分から成る。非物質的部分は、霊・魂・心・思考・意志・良心の6つの要素が一体となっている。この非物質的部分を「内なる人」と言う。人の内側に入り込んでいる「罪の性質」は、内なる人には含まない。
- 【補足】罪の性質に対する聖書的な対処法・・・罪の性質を弱めたり、無くそうとしたりする努力は無用であり、してはならない。
 - 罪の性質に従うような選択をしない。
 - 誘惑を受けたら逃げる、かかわらない
 - もし罪の性質に従ってしまい、罪を犯したら、【その罪を言い表す祈りを父なる神に向かって祈り、きよめていただく（Iヨハネ1:9）】

5. 保証・・・信者に自分が神の子であることを確信させる働き。聖霊が信者の中に内住すること、内住の聖霊が信者に証言の働きをすること、この二つが前提にあって、保証の働きにつながる。
- (1) エペソ 1:14 聖霊は私たちが御国を受け継ぐことの保証です。このことは、私たちが贖われて神のものとされ、神の栄光がほめたたえられるためです。
- (2) Iヨハ 3:24 神の命令を守る者は神のうちにとどまり、神もまたその人のうちにとどまります。神が私たちのうちにとどまっておられることは、神が私たちに与えてくださった御霊によって分かります。
- 信じたときに聖霊の内住が始まった。信者の心の中に、「神の愛に応えたい。神の命令を守りたい」、そういう思いがわいてくる。そのとき、神が自分のうちにとどまっておられると、信者は確信できる。
- (3) ロマ 8:16 御霊ご自身が、私たちの霊とともに、私たちが神の子どもであることを証ししてください。
- 私たちの霊とともに・・・信者の霊は、信じる前は、死んでいた。信じたときに聖霊によって、信者の霊は再生させられた。その信者の霊が、内住の聖霊の証言に合わせ、神の子どもとされたと自らも証言する。
6. 交わり・・・第一に、信者に父なる神との交わりをさせる働き。第二に、信者に他の信者との交わりをさせる働き。第二の働きまでを受けている信者同士の間で、信者相互の交わりが可能となる（Iヨハネ 1:6～7）
- (1) 聖書箇所
- IIコリ 13:13 主イエス・キリストの恵み、神の愛、聖霊の交わりが、あなたがたすべてとともにありますように。
- ピリピ 2:1 ですから、キリストにあって励ましがあ、愛の慰めがあり、御霊の交わりがあり、愛情とあわれみがあるなら、
- (2) 聖霊を通して父なる神との交わり・・・神とともに歩むという信仰生活をする必要がある。「光の中を歩む」（Iヨハネ 1:7）。満たしの働きと密接に関係。
- (3) 聖霊を通して他の信者との交わり・・・集会に参加し（ヘブル 10:25）、互いに仕え合うこと（Iペテ 4:10～11）が必要。長老たちの責任と権威（Iペテ 5:2～5）のもと、秩序（Iコリ 14:40）と御霊の自由（IIコリ 3:17）とのバランス。